



## 第4号様式（第4条関係）

## 行政文書非公開決定通知書

25市会総第48-2号  
平成25年10月3日名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田誠一様

## 実施機関

名古屋市会議長 藤田 和秀



平成25年9月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2013/9/18に議長が発表した、減税日本ナゴヤの政務調査費に関する ・調査指示書
公開しない理由	当該請求に係る行政文書は、取得又は作成しておらず、存在しません。
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL 052-972-2083

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市会議長に対して異議申立てをすることができます。

（問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153（直通） FAX:052-972-4127）

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市会議長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第3号様式（第4条関係）

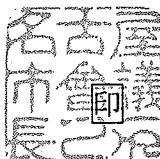
## 行政文書一部公開決定通知書

25市会総第47号  
平成25年10月3日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田誠一様

実施機関

名古屋市会議長 藤田 和秀



平成25年9月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	調査報告書（請求に係るもの）				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成25年10月7日	午前 <input checked="" type="radio"/> 午後 <input type="radio"/>		
	場 所	市民情報センター(西庁舎1階)			
行政文書の公開の方法	① 閲覧 ② 写しの交付 ③ 視聴				
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当 当該行政文書に記載されている個人の氏名については、個人の職業及び社会活動等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められます。  名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当 当該行政文書に記載されている弁護士の氏名については、公にすることにより、当該弁護士の活動の自由が損なわれると認められます。				
備考	<決定を行った所管課> 市会事務局総務課 TEL:052-972-2083				

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市会議長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（名古屋市会議長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3153（直通） FAX:052-972-4127

平成25年8月27日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



貴殿より調査依頼のあった「当会派所属の中村孝道議員（以下「中村議員」という。）が、政務調査補助員に対し賃金を支払ったとして、政務調査費の支給を請求したにもかかわらず、実際には当該政務調査補助員に対し賃金を支払っていなかったのではないか」という疑義に関する調査結果は以下の通りである。

### 1 調査内容

- (1) 調査対象に係る中村議員作成の領収書貼付用紙及び当会派から中村議員に支払われた政務調査費の支払記録の精査
- (2) 中村議員からの事情聴取

聴取日時：平成25年8月19日16時30分～17時20分

聴取者：副幹事長 鈴木孝之

- (3) 中村議員の元従業員（政務調査補助員）である[ ]氏（以下「[ ]氏」という。）からの事情聴取

聴取日時：平成25年8月16日15時00分～15時30分

聴取者：団長 園田晴夫

### 2 調査結果

- (1) 中村議員から当会派に対する政務調査費の請求及び当会派から中村議員に対する政務調査費の支払いについて

中村議員作成の領収書貼付用紙の精査により、平成23年度に、中村議員が、当会派に対し、[ ]氏に政務調査補助員の賃金を下記のとおり支払ったとして、その7割に相当する金額の政務調査費の支払いを求めたことを確認した。

なお、[ ]氏からの事情聴取により、領収書記載の[ ]氏の署名押印は、[ ]氏自身のものであることを確認している。

#### 記

平成23年5月10日（4月分）	25万円
平成23年6月10日（5月分）	25万円
平成23年7月10日（6月分）	25万円
平成23年8月10日（7月分）	24万円
平成23年9月10日（8月分）	25万円

平成23年10月7日（9月分） 17万5000円  
平成23年10月7日（10月分） 17万5000円  
合計 159万円

うち政務調査費支払分（7割） 111万3000円

また、政務調査費の支払記録の精査により、当会派から中村議員に対し、中村議員の請求通りの政務調査費が支払われていることを確認した。

- (2) 中村議員から[ ]氏に対し、中村議員作成の領収書貼付用紙貼付の領収書通りの賃金が支払われていたかについて

中村議員からの事情聴取によると、領収書記載の日付時点では、一部支払いが未了のものもあったが、平成23年12月29日までには、未払いとなっていたものの支払を完了し、（総額として）領収書記載の金額通りの支払いを行っているとのことである。

他方、[ ]氏からの事情聴取によると、[ ]氏が中村議員より、支払いを受けた賃金及び立替経費の金額は下記の通りであるとのことである。

記

平成23年7月9日	50万円
平成23年8月9日	8万円
平成23年8月18日	9万円
平成23年9月9日	8万円
平成23年9月18日	7万9723円
平成23年9月29日	8万1307円
平成23年10月7日	40万1117円
合計	131万2147円

- (3) まとめ

以上のとおり、支払金額につき、両者の主張は対立している。

そのため、以上の調査結果をもとに、平成25年8月22日、当会派の執行部にて協議を行ったところ、中村議員に、団総会における説明を求めるべきであるとの結論となり、中村議員にその旨連絡した。そうしたところ、同月21日に[ ]氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したため、今後は訴訟の場で真実を明らかにしたいと考えており、現段階で団総会にて説明を行うことはできないとの回答があった。

上記訴訟は、名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）会長経験者である[ ]弁護士を筆頭とする弁護団を代理人として提起されており、相応の証拠資料に基づくものと推察され、また、中村議員が上記のような態度を示している以上、現時点でこれ以上の調査を行うことは困難である。

そのため、訴訟の推移を見守り訴訟の終結を待って、必要があれば再度検討したいと考える。

平成25年8月30日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



貴殿より調査依頼のあった「当会派所属の中村孝道議員（以下「中村議員」という。）が、政務調査補助員に対し賃金を支払ったとして、政務調査費の支給を請求したにもかかわらず、実際には当該政務調査補助員に対し賃金を支払っていなかつたのではないか」という疑義に関する調査結果は以下の通りである。

### 1 調査内容

- (1) 調査対象に係る中村議員作成の領収書貼付用紙及び当会派から中村議員に支払われた政務調査費の支払記録の精査
- (2) 中村議員からの事情聴取  
聴取日時：平成25年8月19日16時30分～17時20分  
聴取者：副幹事長 鈴木孝之
- (3) [REDACTED] 氏（以下「[REDACTED] 氏」という。）（中村議員の元従業員（政務調査補助員）からの事情聴取  
聴取日時：平成25年8月16日15時00分～15時30分  
聴取者：団長 園田晴夫
- (4) [REDACTED] 氏からの事情再聴取  
聴取日時：平成25年8月29日9時00分～10時30分  
聴取者：団長 園田晴夫 副幹事長 鈴木孝之 財務委員長 田山宏之

### 2 調査結果

- (1) 中村議員から当会派に対する政務調査費の請求及び当会派から中村議員に対する政務調査費の支払いについて  
中村議員作成の領収書貼付用紙の精査により、平成23年度に、中村議員が、当会派に対し、[REDACTED] 氏に政務調査補助員の賃金を下記のとおり支払ったとして、その7割に相当する金額の政務調査費の支払いを求めたことを確認した。なお、[REDACTED] 氏からの事情聴取により、領収書記載の[REDACTED] 氏の署名押印は、[REDACTED] 氏自身のものであることを確認している。

記

<中村議員が支払った[ ]氏への賃金>

平成23年5月10日(4月分)	25万円
平成23年6月10日(5月分)	25万円
平成23年7月10日(6月分)	25万円
平成23年8月10日(7月分)	24万円
平成23年9月10日(8月分)	25万円
平成23年10月7日(9月分)	17万5000円
平成23年10月7日(10月分)	17万5000円
合計	159万円

うち政務調査費支払分(7割) 111万3000円

また、政務調査費の支払記録の精査により、当会派から中村議員に対し、中村議員の請求通りの政務調査費が支払われていることを確認した。

(2) 中村議員から[ ]氏に対し、中村議員作成の領収書貼付用紙貼付の領収書通りの賃金が支払われていたかについて

中村議員からの事情聴取によると、領収書記載の日付時点では、一部支払いが未了のものもあったが、平成23年12月29日までには、未払いとなっていたものの支払を完了し、(総額として) 領収書記載の金額通りの支払いを行っているとのことである。

他方、[ ]氏からの事情聴取によると、[ ]氏が中村議員より、支払いを受けた賃金及び立替経費の金額は下記の通りであるとのことである。

記

<[ ]氏が、中村議員より受領した賃金及び立替経費>

平成23年7月9日	50万円(現金)
平成23年8月9日	8万円(振込)
平成23年8月18日	9.5万円(振込)
平成23年9月9日	8万円(振込)
平成23年9月18日	7万9723円(振込)
平成23年9月29日	8万1307円(振込)
(うち6万6030円は立替経費)	
平成23年10月7日	40万1117円(振込)
(うち5万1117円は立替経費)	
合計	131万7147円
(賃金: 120万円、立替経費: 11万7147円)	

### (3) まとめ

以上のとおり、支払金額につき、両者の主張は対立している。

そのため、以上の調査結果をもとに、平成25年8月22日、当会派の執行部にて協議を行ったところ、中村議員に、団総会における説明を求めるべきであるとの結論となり、中村議員にその旨連絡した。そうしたところ、同月21日に[ ]氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したため、今後は訴訟の場で真実を明らかにしたいと考えており、現段階で団総会にて説明を行うことはできないとの回答があった。

上記訴訟は、名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）会長経験者である[ ]弁護士を筆頭とする弁護団を代理人として提起されており、相応の証拠資料に基づくものと推察され、また、中村議員が上記のような態度を示している以上、現時点でこれ以上の調査を行うことは困難であり、裁判所の客観的かつ公正な判断を待って、当会派としての最終判断を下す事が至当であると思料される。

もとより、当会派としては、裁判所が中村議員の弁明どおりの事実関係を認めなかつたときは、即時、中村議員に政務調査費の返還を求める方針であるので、何卒、ご理解を賜りたい。

平成 25 年 9 月 5 日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



### 平成 25 年 8 月 30 日に行った中村孝道議員へのヒアリングの内容

8 月 30 日に、再度中村孝道議員へのヒアリングを行ったが、「8 月 21 日に [REDACTED] 氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したところであり、今後は、訴訟にて真実を明らかにしていきたいと考えているため、8 月 19 日にお話ししたこと以上の事を話すことはできない。」とのことであり、新たな事実を聴取することはできなかった。



第2号様式（第4条関係）

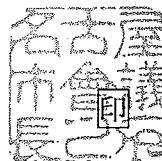
## 行政文書公開決定通知書

25市会総第48号  
平成25年10月3日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田誠一様

実施機関

名古屋市会議長 藤田 和秀



平成25年9月19日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	減税日本ナゴヤに対して支給された政務調査費に関する調査結果				
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成25年10月7日	午前 2 時 <u>午後</u>		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備考	<決定を行った所管課・公所> 市会事務局総務課 TEL 052-972-2083				

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3153（直通） FAX:972-4127

# 減税日本ナゴヤに対して支給された政務調査費に関する調査結果

## 1 調査対象

平成 23 年度に減税日本ナゴヤに交付された政務調査費のうち中村孝道議員（以下「中村議員」という。）が元政務調査補助員に支払った人件費 4 月分～10 月分  
(整理番号：人 5-10、人 6-10、人 7-7、人 8-11、人 9-2、人 10-11、人 10-12)

政務調査費充当額 合計 1,113,000 円)

## 2 調査を行うこととなった経緯

平成 25 年 8 月 12 日のテレビ番組及び新聞において、中村議員が元政務調査補助員の人件費を水増し請求し、政務調査費を不正に受給していた疑いがあるとの報道がありました。これらの報道を受け、同日、議長として名古屋市会政務調査費の交付に関する条例第 6 条（改正前のもの）の規定に基づき、政務調査費の適正な運用を期すため、減税日本ナゴヤに対し上記 1 の支出が適正なものであったかを調査し、報告するよう求めました。

## 3 減税日本ナゴヤからの報告の概要

### <1回目>

報告日：平成 25 年 8 月 27 日 16:40～17:50

出席者：園田団長・鈴木副幹事長・田山財務委員長・松山議員（平成 24 年度財務委員長）

報告場所：正副議長応接

提出書類：調査報告書（別添 1 参照）

提示を受けた書類：

- ①会計帳簿
- ②領収書（原本）
- ③政務調査補助員の登録に関する書類
- ④中村議員が平成 23 年 12 月に元政務調査補助員に送った支払い通知書の写し
- ⑤元政務調査補助員の通帳の写し

議長へ報告後、減税日本ナゴヤからは、人件費の支出における不明な点についてさらに追加の報告をしたいとの申し出がありました。

### <2回目>

報告日：平成 25 年 8 月 30 日 16:00～16:57

出席者：園田団長・鈴木副幹事長・田山財務委員長

報告場所：正副議長応接

提出書類：調査報告書（別添2参照）

提示を受けた書類：

- ① 元政務調査補助員の出勤簿
- ② 元政務調査補助員の雇用契約書
- ③ 平成23年度減税日本ナゴヤから中村議員へ支給された政務調査費（人件費）の金額を記載した資料
- ④ 元政務調査補助員の普通預金通帳の写し
- ⑤ 元政務調査補助員の取引履歴調査結果の写し
- ⑥ 元政務調査補助員が中村議員から4・5・6月分の給与として支払われた現金50万円を受領するにあたっての中村議員とのやりとりを記載した書面

議長への報告後、減税日本ナゴヤからは中村議員への再度のヒアリング内容について、追加で報告したいとの申し出がありました。

### <3回目>

報告日：平成25年9月5日（文書の提出のみ）

提出書類：調査報告書（別添3参照）

提示を受けた書類：

- ① 元政務調査補助員から中村議員へ送付した念書の写し
- ② 通知書（平成23年12月9日付及び平成23年12月26日付）の写し

## 4 調査結果

(1) 減税日本ナゴヤの調査報告書によると、中村議員は4月から10月分の人件費の支払いについて、領収書に記載された日付時点では一部未払いのものもあったが、平成23年12月29日までには、未払いとなっていたものを完了し、領収書の金額全部を支払ったとのことです。一方、減税日本ナゴヤが行った元政務調査補助員からの事情聴取によると、中村議員から支払われた人件費について中村議員の主張とは異なっているとのことです。このように両者の主張は対立しており、現時点では次のように判断せざるを得ないものと考えます。

ア.議長に提出された領収書について

(ア) 領収書の日付

中村議員と元政務調査補助員の雇用契約書によると毎月末締め切り、翌月10日支

払いとなっています。領収書によると、4月から8月分は毎月10日に、9・10月分については、10月7日に支払われています。減税日本ナゴヤの調査報告では、中村議員も領収書の日付け時点では一部未払いのものがあったと認めていますが、今回の調査で減税日本ナゴヤが行った元政務調査補助員への事情聴取及び元政務調査補助員の銀行口座にかかる取引履歴によると、4・5・6月分の給与は7月にまとめて現金で支払われ、7月分の給与は8月9日と18日の2回に分けて、8月分は9月9日・18日・29日の3回に分けて、振り込みがなされたとのことです。

よって、現時点では中村議員から元政務調査補助員への給与の支払いについて、提出されている領収書について全て日付どおりに支払われていたと認めるには至りませんでした。

#### (イ) 元政務調査補助員へ支払われた金額

領収書の金額によると、4・5・6・8月分は各25万円、7月分は24万円、9・10月分は各17万5千円が支払われたとなっています。減税日本ナゴヤの調査報告によると中村議員は平成23年12月29日までに領収書の金額全部を支払ったと主張しております。しかしながら、減税日本ナゴヤが行った元政務調査補助員への聞き取り調査及び口座への振込み金額を確認しますと4・5・6月分は50万円、7月分は17万5千円、8月分は17万5千円、9・10月分は35万円が支払われたとのことです。

よって、現時点では元政務調査補助員へ支払われた金額について、全て領収書に記載されたとおりの金額が支払われたと認めるには至りませんでした。

#### イ.元政務調査補助員の勤務実態について

減税日本ナゴヤからは、元政務調査補助員の出勤簿は4・5月分のみで、それ以降の出勤簿は無いとのことであり、6~10月分の勤務実績については確認することができないということでした。そして、9・10月分の勤務実態について、中村議員は10月3日まで勤務したと主張しており、元政務調査補助員は9月末日までの勤務であったと話しており、両者の主張は対立しているとのことです。

よって、現時点では元政務調査補助員が10月まで勤務していたと認めるには至りませんでした。

(2) 政務調査費の支出については、政務調査のために、実際に要した費用を充当するために交付されるものであり、実費弁償を原則としています。領収書は実際に要した費用を証明するものと考えられます。

しかし、上記(1)のとおり、減税日本ナゴヤからの報告では、中村議員から元政

務調査補助員への人件費の支払いについては、実費弁償の原則に従って支払われたと明らかにしておらず、現時点では政務調査費を適切に執行したと判断することはできませんでした。

政務調査費の支出が適正なものであることの説明は、各会派において責任をもつて行なうことが求められています。しかし、本件の調査の対象となった支出については、減税日本ナゴヤは、中村議員からは裁判で係争中であり、しっかりとした説明を受けられない、出勤簿による確認は2か月分にとどまるなどの理由により、現時点でこれ以上の調査はできないと議長に対して報告がなされました。

よって、議長としては、減税日本ナゴヤから十分な説明をいただけない現時点では、本件調査対象とした減税日本ナゴヤの政務調査費の支出が適正であったと判断することができません。議長としては、減税日本ナゴヤに対してすみやかに本件調査対象とした政務調査費の支出について、適切な対応をとるよう求めるものです。

平成25年9月18日

名古屋市会議長 藤田 和秀

平成25年8月27日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



貴殿より調査依頼のあった「当会派所属の中村孝道議員（以下「中村議員」という。）が、政務調査補助員に対し賃金を支払ったとして、政務調査費の支給を請求したにもかかわらず、実際には当該政務調査補助員に対し賃金を支払っていなかったのではないか」という疑義に関する調査結果は以下の通りである。

## 1 調査内容

- (1) 調査対象に係る中村議員作成の領収書貼付用紙及び当会派から中村議員に支払われた政務調査費の支払記録の精査
- (2) 中村議員からの事情聴取

聴取日時：平成25年8月19日16時30分～17時20分

聴取者：副幹事長 鈴木孝之

- (3) 中村議員の元従業員（政務調査補助員）である■■■氏（以下「■■■氏」という。）からの事情聴取

聴取日時：平成25年8月16日15時00分～15時30分

聴取者：団長 園田晴夫

## 2 調査結果

- (1) 中村議員から当会派に対する政務調査費の請求及び当会派から中村議員に対する政務調査費の支払いについて

中村議員作成の領収書貼付用紙の精査により、平成23年度に、中村議員が、当会派に対し、■■■氏に政務調査補助員の賃金を下記のとおり支払ったとして、その7割に相当する金額の政務調査費の支払いを求めたことを確認した。

なお、■■■氏からの事情聴取により、領収書記載の■■■氏の署名押印は、■■■氏自身のものであることを確認している。

## 記

平成23年5月10日（4月分）	25万円
平成23年6月10日（5月分）	25万円
平成23年7月10日（6月分）	25万円
平成23年8月10日（7月分）	24万円
平成23年9月10日（8月分）	25万円

平成23年10月7日（9月分） 17万5000円  
平成23年10月7日（10月分） 17万5000円  
合計 159万円

うち政務調査費支払分（7割） 111万3000円

また、政務調査費の支払記録の精査により、当会派から中村議員に対し、中村議員の請求通りの政務調査費が支払われていることを確認した。

- (2) 中村議員から■氏に対し、中村議員作成の領収書貼付用紙貼付の領収書通りの賃金が支払われていたかについて

中村議員からの事情聴取によると、領収書記載の日付時点では、一部支払いが未了のものもあったが、平成23年12月29日までには、未払いとなっていたものの支払を完了し、（総額として）領収書記載の金額通りの支払いを行っているとのことである。

他方、■氏からの事情聴取によると、■氏が中村議員より、支払いを受けた賃金及び立替経費の金額は下記の通りであるとのことである。

記

平成23年7月9日	50万円
平成23年8月9日	8万円
平成23年8月18日	9万円
平成23年9月9日	8万円
平成23年9月18日	7万9723円
平成23年9月29日	8万1307円
平成23年10月7日	40万1117円
合計	131万2147円

- (3) まとめ

以上のとおり、支払金額につき、両者の主張は対立している。

そのため、以上の調査結果をもとに、平成25年8月22日、当会派の執行部にて協議を行ったところ、中村議員に、団総会における説明を求めるべきであるとの結論となり、中村議員にその旨連絡した。こうしたところ、同月21日に■氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したため、今後は訴訟の場で真実を明らかにしたいと考えており、現段階で団総会にて説明を行うことはできないとの回答があった。

上記訴訟は、名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）会長経験者である■弁護士を筆頭とする弁護団を代理人として提起されており、相応の証拠資料に基づくものと推察され、また、中村議員が上記のような態度を示している以上、現時点でこれ以上の調査を行うことは困難である。

そのため、訴訟の推移を見守り訴訟の終結を待って、必要があれば再度検討したいと考える。

平成25年8月30日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



貴殿より調査依頼のあった「当会派所属の中村孝道議員（以下「中村議員」という。）が、政務調査補助員に対し賃金を支払ったとして、政務調査費の支給を請求したにもかかわらず、実際には当該政務調査補助員に対し賃金を支払っていなかったのではないか」という疑義に関する調査結果は以下の通りである。

## 1 調査内容

- (1) 調査対象に係る中村議員作成の領収書貼付用紙及び当会派から中村議員に支払われた政務調査費の支払記録の精査
- (2) 中村議員からの事情聴取  
聴取日時：平成25年8月19日16時30分～17時20分  
聴取者：副幹事長 鈴木孝之
- (3) [REDACTED]氏（以下「[REDACTED]氏」という。）（中村議員の元従業員（政務調査補助員）からの事情聴取  
聴取日時：平成25年8月16日15時00分～15時30分  
聴取者：団長 園田晴夫
- (4) [REDACTED]氏からの事情再聴取  
聴取日時：平成25年8月29日9時00分～10時30分  
聴取者：団長 園田晴夫 副幹事長 鈴木孝之 財務委員長 田山宏之

## 2 調査結果

- (1) 中村議員から当会派に対する政務調査費の請求及び当会派から中村議員に対する政務調査費の支払いについて  
中村議員作成の領収書貼付用紙の精査により、平成23年度に、中村議員が、当会派に対し、[REDACTED]氏に政務調査補助員の賃金を下記のとおり支払ったとして、その7割に相当する金額の政務調査費の支払いを求めたことを確認した。なお、[REDACTED]氏からの事情聴取により、領収書記載の[REDACTED]氏の署名押印は、[REDACTED]氏自身のものであることを確認している。

記

<中村議員が支払った■氏への賃金>

平成23年5月10日(4月分)	25万円
平成23年6月10日(5月分)	25万円
平成23年7月10日(6月分)	25万円
平成23年8月10日(7月分)	24万円
平成23年9月10日(8月分)	25万円
平成23年10月7日(9月分)	17万5000円
平成23年10月7日(10月分)	17万5000円
	合計 159万円

うち政務調査費支払分(7割) 111万3000円

また、政務調査費の支払記録の精査により、当会派から中村議員に対し、中村議員の請求通りの政務調査費が支払われていることを確認した。

(2) 中村議員から■氏に対し、中村議員作成の領収書貼付用紙貼付の領収書通りの賃金が支払われていたかについて

中村議員からの事情聴取によると、領収書記載の日付時点では、一部支払いが未了のものもあったが、平成23年12月29日までには、未払いとなっていたものの支払を完了し、(総額として) 領収書記載の金額通りの支払いを行っているとのことである。

他方、■氏からの事情聴取によると、■氏が中村議員より、支払いを受けた賃金及び立替経費の金額は下記の通りであるとのことである。

記

<■氏が、中村議員より受領した賃金及び立替経費>

平成23年7月9日	50万円(現金)
平成23年8月9日	8万円(振込)
平成23年8月18日	9.5万円(振込)
平成23年9月9日	8万円(振込)
平成23年9月18日	7万9723円(振込)
平成23年9月29日	8万1307円(振込)
	(うち6万6030円は立替経費)
平成23年10月7日	40万1117円(振込)
	(うち5万1117円は立替経費)
	合計 131万7147円
	(賃金:120万円、立替経費:11万7147円)

### (3) まとめ

以上のとおり、支払金額につき、両者の主張は対立している。

そのため、以上の調査結果をもとに、平成25年8月22日、当会派の執行部にて協議を行ったところ、中村議員に、団総会における説明を求めるべきであるとの結論となり、中村議員にその旨連絡した。そうしたところ、同月21日に[REDACTED]氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したため、今後は訴訟の場で真実を明らかにしたいと考えており、現段階で団総会にて説明を行うことはできないとの回答があった。

上記訴訟は、名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）会長経験者である[REDACTED]弁護士を筆頭とする弁護団を代理人として提起されており、相応の証拠資料に基づくものと推察され、また、中村議員が上記のような態度を示している以上、現時点でこれ以上の調査を行うことは困難であり、裁判所の客観的かつ公正な判断を待って、当会派としての最終判断を下す事が至当であると思料される。

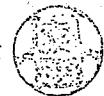
もとより、当会派としては、裁判所が中村議員の弁明どおりの事実関係を認めなかったときは、即時、中村議員に政務調査費の返還を求める方針であるので、何卒、ご理解を賜りたい。

平成25年9月5日

## 調査報告書

名古屋市会議長 藤田和秀 殿

減税日本ナゴヤ 団長 園田晴夫



### 平成25年8月30日に行った中村孝道議員へのヒアリングの内容

8月30日に、再度中村孝道議員へのヒアリングを行ったが、「8月21日に[REDACTED]氏に対し債務不存在確認訴訟を提起したところであり、今後は、訴訟にて真実を明らかにしていきたいと考えているため、8月19日にお話ししたこと以上の事を話すことはできない。」とのことであり、新たな事実を聴取することはできなかった。